

証 拠 説 明 書 6

令和5年9月12日

福岡高等裁判所第3民事部 御中

控訴人訴訟代理人

弁 護 士 馬 場 勝



号証	標 目 (原本・写の)		作成日	作成者	立証趣旨
甲23 の1	意見書 (八田達夫)	原本	2023年 9月1日	八田達夫	<p>電力自由化とは何であるのか、その元での電力取引の形態はどうあるのか、そのメリットは何か、どのような原則があるか(送電費用による送電料金の算定原則、電源費用自己負担の原則、公益補助一般財源負担の原則)、電力自由化の制度要件としての送電会社の中立性・独立性が必要なこと、</p> <p>廃炉円滑化負担金は、国が、その負担をすべきであり、「公益補助一般財源負担の原則」に則り、一般財源で賄うべきであること、</p> <p>原子力発電所事故の損害賠償は、外部不経済であるので、発電者に負担させるべき(外部費用の内部化)であること、外部費用の内部化は保険によって行われるべきであるが、極めて不十分な保険しか掛けていなかった状況で、すでに発生した福島第一原発事故の損害賠償については、「東京電力が、資産を売却してでも支払う。払えなかったら、東京電力には法的整理を行う。」べきで、東京電力が支払いきれなかった賠償は国が代行する必要があること、国が負担する賠償額に対しては、「公益補助一般財源負担の原則」により、一般財源で賄うべきこと、</p> <p>福岡地方裁判所の判決が依拠した「賠償負担金を、原子力発電事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力発電事業者から電気の供給を受ける需要家のみが全てを負担することは、需要家間の公平性の観点から適当ではない」との意見は、第一に、電力自由化の下で、電力料金がどのように決定されるのかを誤解していること、損害賠償が原子力発電事業者に課せられたときには、その費用をこの事業者から電気の供給を受ける需要家のみがすべてを負担することはなく、需要家の間に格差や不公平が生じることもないこと、</p> <p>「過去に安価な原子力発電による電気を等しく利用してきたにもかかわらず、現在の電力利用者がその費用を負担しないことは不公平である」との意見は、「衛生管理が極めて杜撰だった養鶏会社Aが、そのために安く商品を販売できたために、競争の結果、この地域の他の鶏卵業者の鶏卵価格も安く保たれていた。しかしA社が食中毒を発生させたために損害賠償をしなければならなくなった。こうなった以上、A社の賠償資金を、すべての鶏卵業者の鶏卵価格に上乗せして、現在の需要家が負担すべきである。なぜならすべての需要家が、これまでA社のおかげで安価に鶏卵を使用してきたからである。」という議論と同一で、このような議論を許せば、誰もまともに衛生管理をしなくなると考えられ、議論として不適切なこと</p> <p>「送電費用による送電料金の算定原則」の根拠が示すとおり、賠償費用の負担を送電料金に上乗せすることは、損害賠償費用や、それを賄うための保険料など、原発事業者の事故の危険によって発生する外部不経済費用は、内部化して発生者自身に負担させるべきであり、送配電費用に上乗せすると、原発事業者だけを特別に優遇することになり、非効率になること</p> <p>全国民に便益をもたらす公益効果の発生を促す補助金の財源を、一般財源ではなく、送電料金の上乗せで賄う事は、適正な市場競争を妨げ、非効率な資源配分をもたらすものであって、料金認定における経済産業大臣の裁量の範囲を超えていること</p>

号証	標目 (原本・写の)		作成日	作成者	立証趣旨
甲23 の2	経歴書 (八田達夫)	写し	2023年 9月1日	八田達夫	八田達夫氏は、2015年～2021年まで、経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会の委員長をつとめ、2011年～2013年には経済産業省電力システム改革専門委員会委員を務めるなど、電力システム改革の第一人者であり、諸外国の電力自由化のためのシステム改革について詳しく、この分野の第一人者であること
甲24	第3回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ	写し	2022年9月9日最終更新	資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室	制度設計ワーキンググループの第3回会合の議事次第・資料一覧などを掲示する経済産業省のホームページ 乙20号証は、制度設計ワーキンググループの第3回会合(2013年(平成25年)10月21日開催)において、小売全面自由化に係る詳細制度設計について、事務局である、資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室が作成した、資料に過ぎず、制度設計ワーキンググループの専門家の提言などではないこと
甲25	第3回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループの議事録	写し	2013年 10月30日最終更新	資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室	制度設計ワーキンググループの第3回会合(2013年(平成25年)10月21日開催)において、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収を検討した」事実もなければ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要」かどうか議論された事実もないこと
甲26	制度設計ワーキンググループの開催状況	写し	2022年9月9日最終更新	資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室	総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループが、2015年(平成27年)7月28日の第14回会合まで開催されたこと
甲27	第14回総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループ	写し	2022年9月9日最終更新	資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室	制度設計ワーキンググループの第14回会合(2015年(平成27年)7月28日開催)の議事次第・資料一覧などを掲示する経済産業省のホームページの記載 制度設計ワーキンググループにおいて、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収が検討された」ことを裏付ける証拠はなく、また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要かどうか」が提言されたことを裏付ける証拠もないこと
甲28	第14回制度設計ワーキンググループ 論点リスト	写し	2015年7月28日	資源エネルギー庁、電力・ガス事業部政策課、電力・ガス改革推進室	制度設計ワーキンググループにおいて、「小売分野の全面自由化に伴う法の平成26年改正に際し、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者を引き継がれることを踏まえ、電気的全需要家が公平に負担すべき費用の回収」は、論点リストには挙がっていないこと、また、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気的全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとすることが必要かどうか」も、論点リストには挙がっていないこと